

こども性暴力防止法 施行の概要について

令和6年法律第69号 令和8年12月25日施行

令和8年度 第2回 中野区児童福祉審議会 説明資料

子ども教育部 子ども・教育政策課

目 次

01

法律の概要・制度趣旨

こども性暴力防止法の目的と対象事業者

02

地方自治体の3つの役割

学校設置者等・所轄庁・民間教育保育等事業者

03

施行までのスケジュール

義務対象事業者・認定対象事業者の対応期限

04

安全確保措置・情報管理措置

日頃の措置、犯罪事実確認、防止措置

05

システム登録の流れ

GビズID取得から事業者アカウント登録まで

06

自治体が行うべき条例改正

設備・運営基準等に係る条例の改正

01 法律の概要・制度趣旨

制度趣旨：児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

対象事業者・業務

【学校設置者等】（義務対象）

学校、児童福祉施設等
⇒ 法に定める措置を義務として実施

【民間教育保育等事業者】（認定対象）

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等
⇒ 国の認定を受けて措置を実施

対象業務の要件

1

支配性

2

継続性

3

閉鎖性

の観点から対象事業・業務を規定

施行日：令和8年（2026年）12月25日

02 地方自治体の3つの役割

①

「学校設置者等」として（法の義務対象事業者）

⇒ 義務対象事業者として、求められる各措置を講じる

例：都道府県教育委員会が設置する都道府県立学校の教職員の犯罪事実確認等

②

「義務対象事業の所轄庁」として

⇒ 所轄する義務対象事業者が法に基づき行う取組について監督等を行う

例：都道府県が所轄する私立の学校、児童福祉施設等の監督

③

「民間教育保育等事業者」として（法の認定対象）

⇒ 必要に応じて認定を取得し、求められる各措置を講じる

例：市区町村が実施する放課後児童クラブ

03 施行までのスケジュール（義務対象事業者）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国からの周知資料	ガイドライン（1/9）		まとめ登録マニュアル	研修教材・周知啓発資料・報告ひな型							法施行（12/25）
システム登録	G.bizID取得【4月末まで】			事業者情報登録							権限設定準備（12月上旬まで）
犯罪事実確認・防止措置	制度周知・就業規則見直し・採用時前科確認 現職者の犯罪確認工程表作成【教委：R9.1中旬まで】										
安全確保措置				報告・対応ルール策定、研修実施、児童保護者向け周知							
情報管理措置	情報管理規程の作成、体制整備										

04 安全確保措置・情報管理措置の概要

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置（初犯防止）

- 勤務規律等のルール作り・環境整備
- 性暴力のおそれの早期把握のための面談等
- 相談体制の整備・研修の実施

② 被害が疑われる場合の対応

- 調査の実施
- 被害児童等の保護・支援

③ 特定性犯罪前科の有無の確認（再犯防止）

- 雇入れ・配置転換等の際に確認
- 学校設置者等：施行から3年以内に現職者確認
- 確認後は5年ごとに確認

④ 防止措置

- 「おそれ」と認められる場合に業務に従事させない等の措置

情報管理措置

犯罪事実確認記録等の適正な管理

利用目的の制限・
第三者提供の禁止

情報漏えい等の報告義務

廃棄・消去のルール

情報の秘密保持義務

05 システム登録の流れ（事業者アカウント登録）

①

GビズID申請

【～4月末】 学校設置者等・施設等運営者

②

GビズID発行

【随時】 デジタル庁

③

事業者情報登録

【4月～6月】 施設・事業所→所轄庁に登録

④

確認・とりまとめ・提出

【5月～7月】 所轄庁 → こども家庭庁へ提出

⑤

データクレンジング・ システムへ取込み

【5月～10月】 こども家庭庁

⑥

権限設定準備

【11月～12月上旬】 学校設置者等・施設等運営者

⑦

権限設定→ 犯罪確認書申請

【12/25施行】 システム本格稼働

06 自治体が行うべき条例改正

△ **重要**：令和8年12月25日（法施行日）までに、設備・運営基準に従い定める条例の改正等が必要です。

改正内容の概要

令和7年12月25日公布の内閣府令等により、義務対象施設・事業の設置者等は、こどもへの性暴力等を防止等するために必要な措置を講じなければならないことが各施設・事業の設備・運営基準に追加（令和8年12月25日施行）。
⇒ これらの基準に従い、又は参酌して定める条例について改正が必要。

改正された主な設備・運営基準

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ■ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | ■ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員・設備・運営に関する基準 |
| ■ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員・設備・運営に関する基準 | ■ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 |
| ■ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 | ■ 幼保連携型認定こども園の学級の編制・職員・設備・運営に関する基準 |

まとめ・自治体における今後の対応

システム	GビズIDを4月末までに取得し、事業者情報をとりまとめ・提出
犯罪事実確認	現職者の犯罪事実確認の工程表を作成（教委：R9.1中旬まで）
就業規則等	対象従事者の範囲確認・就業規則の見直し・採用時前科確認の準備
安全確保措置	相談窓口の設置、報告・対応ルールの策定、研修の計画・実施
情報管理	情報管理規程の作成および情報管理体制の整備
条例改正	施行日（令和8年12月25日）までに設備・運営基準に係る条例を改正

詳細はこども家庭庁HP「こども性暴力防止法について」をご参照ください。